

スリランカ民主社会主義共和国官報

特別版

No. 1. 445/10 - 2006年5月17日 水曜日

当局による公告

目次

1

第 I 部 意匠

2

3

4

5

6

7

8

9

10

第 II 部 標章

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

第 III 部 特許

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

第 IV 部 集積回路の回路配置

55

56

57

第 V 部 登録代理人

58

第 VI 部 知的財産ファンド

59

第 VII 部 費用

60

第 VIII 部 その他の事項

61

62

1. 本規則は、2006年の第1号知的財産権法施行規則とし、2006年5月17日より施行する。

第I部 意匠

2. (1) 知的財産権法第33条第1項に規定する譲渡申請は書面で提出し、且つ譲渡の申請、当該譲渡申請者の名称及び住所、当該意匠の登録出願番号又は既に登録されている意匠の番号、前記の意匠登録出願人又は登録意匠の所有者の名称又は住所、請求項を証明できる事実及び証拠に対する正確な陳述を含まなければならず、併せて附則2に示された手数料を納付しなければならない。

(2) 知的財産権法第33条第3項に規定する答弁書は書面で提出し、且つクレームを証明できる事実及び証拠に対する正確な陳述を含まなければならず、また附則2に列挙された手数料を納付しなければならない。

(3) 知的財産権法第36条に規定する意匠登録出願は、出願人又は正式に委任された代理人が署名した附則1のフォームD01によって作成し、附則2に列挙された手数料を併せて納付しなければならない。

(4) 各意匠のそれぞれにつき、出願には下記の資料(一式3部)を添付しなければならない。

(a) 意匠が平面である場合、一葉の写真又はグラフ図、または一葉の図面又は透写物

(b) 意匠が立体である場合、異なる面を示す二葉の写真又はグラフ図、または二葉の図面又は透写物

(c) 意匠の写真、グラフ図、図面又は透写物のサイズは10cm x 15cmを超えない大きさでなければならない。グラフ図、図面又は透写物が一葉以上になる場合は、A4サイズの紙に貼り付けなければならない。写真又はグラフ図は色付きとすることができる。図面又は透写物は黒白のインクで表示しなければならない。

(d) 譲渡、移転又は他の事由により出願人の名称又は住所に変更が生じない限りにおいて、知的財産権法に基づく登録出願に対する変更は、当該登録出願人の名称又は住所についてのみ認められる。

3. 出願は、当該意匠がどの種類の商品に用いられるかを説明し、同時に当該商品が附則3分類表のどの種類に属するかを示さなければならない。

4. 出願日は、国家知的財産局(以下、「知財局」という)が出願を受領した日とするが、当該出願に関する費用の受領日が出願の受領日より遅い場合は、当該遅い日が出願日とみなされる。

5. 優先権を主張する宣言書にいう先行出願がスリランカの意匠登録出願の非指定言語で提出された場合、長官は、出願人が通知書を受取った日より3月以内に当該先行出願をスリランカの意匠登録の指定言語に翻訳し、併せて公認翻訳者の証明付正規翻訳版を提出するよう要求することができる。

6. (1) 知的財産権法第40条第9項に規定する異議申立書は、附則1のフォームD02によって作成し、且つ附則2に定められた費用を納付し、異議申立当事者、又は正式に委任された代

理人の署名を有しなければならない。

(2) 口頭審理における証拠は、別に長官による指示がない限り、いずれも宣誓供述書の形式で提出しなければならない。証拠を提出した後、当事者は、もしあれば、当該長官が指定した期日に書面意見を提出しなければならない。

7. 知的財産権法第 42 条第 2 項に規定する細目のほかに、それぞれの登録意匠に関して下記の事項を記録しなければならない。

(a) 正式に委任された如何なる代理人の名称及び住所

(b) 当該登録が公告された公報の日付及び号の引用

(c) 当該登録の登録所有者又は代理人の住所表示における何らかの変更

8. 知的財産法第 44 条による公報での全ての登録意匠の公告は、附則 1 のフォーム D03 によってしなければならない。

9. (1) 登録所有者又は正式に委任された代理人が、附則 1 のフォーム D04 によって作成した申請及び附則 2 に定められた費用の受領後、長官は、当該意匠の登録への更新登録を行うことができる。

(2) 意匠の更新登録は附則 1 のフォーム D05 によって公報に公告しなければならない。

10. (1) 知的財産権法第 49 条に基づき、長官に意匠登録出願または登録意匠の譲渡又は移転を意匠登録簿に記録することを申請する場合は、附則 1 のフォーム D06 によって作成しなければならない。当該申請は、譲受人又は被移転人もしくは正式に委任された代理人が署名した後、附則 2 に定められた手数料と併せて長官に提出しなければならない。

(2) 本条(1)の規定が守られている場合は、長官は当該譲渡又は移転を意匠登録簿に記録しなければならない。

(3) 本条(1)と(2)の規定は、必要な変更を加えて、知的財産権法第 52 条に規定する許諾契約登録に準用される。

第II部 標章

11. 知的財産権法第 106 条に規定する標章、又は 138 条に規定する団体標章、もしくは第 142 条に規定する証明標章の登録出願は、附則 1 のフォーム M01 によって作成し、附則 2 に定められた費用を併せて納付しなければならない。当該出願は出願人又は正式な正式に委任された代理人が署名し、団体標章又は証明標章の場合は、出願は知的財産権法第 139 条と第 142 条に規定する団体標章又は証明標章の使用を規制する条件に合致しなければならない。

12. (1) 標章が文字、語、数字又は句読点から成り、且つ図を用いた特別の特徴が主張されていない場合は、プリンター又はコンピューターなどの設備を利用して、前記の要素は当該様式の適切な場所に複写することができる。その他の平面的標章の表示は、その写 1 通を当該様式の適切な場所に添付しなければならない。

(2) 標章がシンハラ語、タミル語又は英語以外の単語から成る場合は、当該単語の英語訳文を出願書に添付し、且つ当該訳文は公認翻訳者による証明を得なければならない。

13. 標章が立体になっている場合は、当該出願にはその立体効果を表す内容および少なくとも標章の形状と特徴を説明できる 2 つの側面図を含む図解を含まなければならない。当該表示の写 1 通を当該様式の適切な場所に添付しなければならない。

14. (1) 当該様式の適切な場所に添付すべき表示の写が当該場所より大きい場合は、同表示を A4 版の別紙に添付し、当該様式に付録として添付することができる。

(2) 標章の表示は、10cm x 10cm を超えてはならない。

15. 登録出願に関する下記の修正を行うことができる。

(1) 譲渡、移転又は他の事由により出願人の名称又は住所に変更が生じていない場合における、出願人の名称又は住所の変更

(2) 標章の一部分又は複数の部分を削除することによる標章の修正

16. 標章の登録出願は、附則 4 に列挙された国際分類表の商品又は役務と対応する。

17. 出願日は知財局が出願を受領した日とするが、当該出願に関する費用の受領日が出願の受領日より遅い場合は、当該遅い日が出願日とみなされる。

18. (1) 優先権を主張する宣言書にいう先行出願がスリランカの標章登録出願の非指定言語で提出された場合、長官は、出願人が通知書を受取った日より 3 月以内に当該先行出願をスリランカの商標登録の指定言語に翻訳し、公認翻訳者の証明付正規翻訳版を併せて提出するよう要求することができる。

(2) 知的財産権法第 108 条に規定する証書が出願の言語と異なる場合は、長官は、出願人に対して出願の受領日から 3 月以内に当該証書を出願の言語に翻訳し、公認翻訳者の証明付正規翻訳版を併せて提出するよう要求することができる。

19. 知的財産権法第 111 条第 7 項に規定する公告費用は長官による通知日より 2 月以内に納付しなければならない。

20. (1) 知的財産権法第 111 条第 10 項に規定する異議申立書は、附則 1 のフォーム M02 によって作成し、当該標章が異議申立当事者、又は正式に委任された代理人の署名を有し、且つ附則 2 に定められた費用を納付しなければならない。

(2) 口頭審理における証拠は、別に長官による指示がない限り、いずれも宣誓供述書の形式で提出しなければならない。証拠を提出した後、当事者は、長官が指定した期日に同時に書面意見を提出しなければならない。

21. 知的財産権法第 112 条に規定する登録不完了通知書は附則 1 のフォーム M03 によって作成し、且つ、当該通知書において明記された期間は、前記通知書の発行日から 3 月とする。

22. 長官は、「大統領」、「首相」、「大臣」、「国」、「政府」のような語若しくは大衆に当該標章は国家の後援又は委任を受けていると誤認を生じさせ得る同様の意味を有する単語又は用語については、その単語又は用語を付した標章の出願を登録してはならない。

23. 標章登録簿には知的財産権法第 113 条第 2 項に規定する細目の他に、それぞれの登録標章に関して下記に掲げる細目もまた記録しなければならない。

(a) 登録標章所有者が正式に委任した代理人の名称及び住所

(b) 当該登録が公告された公報の日付及び号の引用、又は公衆に正当な方式で公告できたメディアの引用

(c) 当該登録の登録所有者の住所表示における何らかの変更

24. 登録標章は、附則 1 のフォーム M04 によって官報に公告しなければならない。

25. 登録標章所有者又は正式に委任された代理人が附則 1 のフォーム M05 によって作成した申請及び附則 2 に定められた費用の受領後、長官は、当該標章の登録更新を行うことができる。

26. 標章の登録更新は附則 1 のフォーム M06 によって公報に公告しなければならない

27. 知的財産権法第 120 条に規定する申請は附則 1 のフォーム M07 によって作成し、かつ申請者又は正式に委任された代理人の署名を有し、附則 2 に定められた費用を併せて納付しなければならない。

28. 長官が、追加又は変更を許可する場合は、知的財産権法第 120 条に規定する公告には、追加又は変更された標章の表示、登録番号、登録所有者の名称及び住所、当該登録期日、前記許可の許諾日、及び当該登録標章に係る商品又は役務の一覧(当該標章が対応する種類の指示を付したもの)を含めなければならない。

29. (1) 知的財産権法第 123 条に基づき、長官に標章登録出願または登録標章の譲渡、移転を

標章登録簿に記録することを申請する場合は、附則 1 のフォーム M08 によって作成しなければならない。当該申請は、譲受人又は被移転者もしくは正式に委任された代理人が署名した後、附則 2 に定められた手数料と併せて長官に提出しなければならない。

(2) (1) の規定が守られている場合は、長官は当該譲渡又は移転を商標登録簿に記録しなければならない。

(3) (1) と (2) の規定は、必要な変更を加えて、知的財産権法第 125 条に規定する許諾契約登録に準用される。

30. 如何なる団体標章又は証明標章の使用を規制する条件に影響を及ぼす変更が生じた場合は、書面で長官に通知しなければならない。当該通知書は、登録標章所有者又は正式に委任された代理者の署名を有し、附則 2 に定められた費用を併せて納付しなければならない。

31. 当該部分の規定は、必要な変更を加えて、団体標章及び証明標章に準用される。

第III部 特許

32. (1) 知的財産権法第 71 条に規定する特許出願は附則 1 のフォーム P01 によって作成し、且つ出願人又は正式に委任された代理人の署名を有し、附則 2 に定められた費用を併せて納付しなければならない。

(2) 譲渡、移転又は他の状況により出願人の名称又は住所に変更が生じていない限りにおいて、登録出願における出願人の名称又は住所を変更することができる。

33. (1) 発明者又は発明に対する権原を有する者が死亡した場合は、発明者又は発明に対する権原を有する者の法定相続人は、当該特許を取得の申請をすることができる。

(2) 出願人が自己の出願の提出及びその結果としての特許付与の間の期間中に死亡した場合は、当該特許は当該法定相続人による適切な手続を条件として、当該法定相続人に対して付与することができる。

34. 2 人以上の者が共同で発明を行った場合は、規則第 33 条の規定に基づき、共同で特許を出願することができる。当該出願は附則 1 のフォーム P01 によって作成しなければならない。

35. 発明が正当に譲渡されている場合は、当該譲受人が当該特許出願をするものとし、当該出願には当該出願人の当該特許に対する権利の根拠を明記した陳述書を添付しなければならない。

36. (1) 発明の説明においては、出願書に記載されている発明の名称を最初に陳述し、次に掲げる行為をしなければならない。

(a) 発明に関わる技術分野を明記する。

(b) 当該出願人の知る限りにおいて、当該発明の理解、調査及び吟味のために有用と考えることができる背景技術を表示し、なるべく前記の技術を反映している書類を引用する。

(c) 理解できる用語を用いて、発明の新規性、進歩性及び産業上の利用を評価し、当業者によって実施するのに十分な程度に明確かつ完全な方法で当該発明を開示し、背景技術の引用と共に、もしあれば、当該発明の有利な効果を陳述する。

(d) もしあれば、当該図面の図形を簡単に描写する。

(e) 当該発明を実施するために出願人が熟考した、少なくとも最良の方法を述べる。これは適切な場合は、例を用いて、もしあれば、図面を引用して行わなければならない。

(f) 発明が当該発明の性質の説明からは明白でないときには、発明の産業上利用可能な方法、並びに当該発明を製造及び使用する方法、又は当該発明の使用のみをすることができる場合は、その使用方法を明確に説明する。

(2) (1) に規定する方式と順序に従わなければならないが、当該発明の性質のために、異なる方法又は異なる順序に従えば結果的により良い理解及び経済的な表示ができる場合はこの限りではない。

37. (1) 発明の性質を考慮して、クレームの数は合理的でなければならない。

(2) 複数のクレームを有する場合、アラビア数字で連続的に番号を付けなければならない。

(3) 当該出願の出願日の後に提出され、当該出願書に記載されたクレームが以前に出されたクレームと異なる場合は、出願人は下記に掲げる何れかの方法を選択することができる。

(a) 補正後のクレームとして提出する場合は、補正前のクレームと同様の番号を付さなければならない。

(b) 1つの新たな請求項として提出する場合は、以前に付された最大の番号のクレームの次の当該番号を付さなければならない。

(4) 当該出願に以前に記載されたクレームを削除する場合は、以前のクレームを示し、その後「取消済」の語を付さなければならない。

(5) 当該出願が図面を含む場合は、当該クレームにおいて言及された技術的特徴の後に、当該特徴に関する引用記号をなるべく付さなければならない。引用記号が使用される場合は、当該引用記号は、なるべく括弧の中にいれなければならない。引用記号の使用がクレームのすみやかな理解を特に促進するものでない場合は、当該引用記号の使用は不必要である。

(6) (a) 発明の定義は発明の技術特徴に基づいて行われなければならない。

(b) 適切な時はいつでも、クレームには下記に掲げる事項を含めなければならない。

(i) 請求された内容の定義のために必要ではあるが、組み合わせさせて先行技術の一部となっている発明の技術的特徴を示す陳述書。

(ii) 特性を示す部分 – その前には、「…その点に特徴を有する」、「…によって特徴とする」、「その改良は…である」という語又は同一の効果を有する他の何らかの語を付け、 – (i)の下に述べられた特徴とあいまって、保護することを望む技術的特徴を簡単に陳述する。

(iii) (a) 1個以上の他のクレーム(従属様式におけるクレーム。以下「従属クレーム」という。)のすべての特徴を含むクレームは、可能な場合は最初に、他の1個又は数個のクレームを引用することによって請求し、その後、請求される追加的特徴を陳述しなければならない。1個以上の他のクレーム(多数項従属クレーム)を引用する従属クレームは、代案となるようなクレームについてのみ言及しなければならない。多数項従属クレームは、他の多数項従属クレームの根拠としての役目を果たすものではない。

(b) 従属クレームは、当該クレームにいう当該クレームに含まれる全ての制限又は、当該従属クレームが多数項従属クレームである場合は、それとの関連で当該多数項従属クレームが検討されている特定のクレームに含まれる全ての制限を含むものとみなされる。

(c) 遡って単一の以前のクレームを引用する全ての従属クレームは勿論、以前の数個のクレームを引用する全ての従属クレームは、できる限り広い範囲に、且つ、最も実際的な方法でひとまとめにしなければならない。

38. (1) (a) 本条 b(ii)の規定に基づき、当該発明の理解のために必要なときには、図面が要求される。

(b) 図面が当該発明のために必要条件ではないが、当該発明の性質上、図面による例解の余地がある場合には、

(i) 出願書類を提出する時には、当該出願人は当該出願書類に図面を添付することができる。

(ii) 長官は、当該出願人が(i)の図面を自己が指定した期限以内に自己に提出するよう要求することができる。

(c) 図面が提出される場合には、出願人は例証として最も適した図面の縮図を長官が指定した大きさと期限内に提出しなければならない。

(2) フローシートと線図は図面とみなされる。

39. (1) 要約は次に掲げる事項からなるものとする。

(a) 説明、クレームおよび何らかの図面に含まれる開示の要約；要約は、当該発明に係る技術分野及び技術的課題を表示し、その技術的課題、当該発明によるその課題の解法の要点、及び当該発明の主な用途を明確に理解できるような方法で起草しなければならない。

(b) 適切な場合は、当該出願に含まれる全ての式の中で、当該発明の特性を最もよく記述する化学式

(2) 要約は、当該開示上できるだけ簡潔(なるべく 50 語～150 語)でなければならない。

(3) 要約には、十分な証拠がなく主張されている、当該発明の長所若しくは価値、又はその推論的適用に関する陳述書を含めてはならない。

(4) 要約において言及され、且つ出願書において図面により例解されたそれぞれの主要技術特徴の後には、括弧で引用記号を付けなければならない。

(5) 要約には、当該出願人が提供した何らかの図面の中で例証として最も適した図面を添付しなければならない。

40. (1) 知的財産権法第 74 条は、特に次に掲げる 2 つの可能性の何れかを許容しているものと解釈しなければならない。

(a) 所与の生産物のための 1 個のクレームのほかに、当該生産物の製造用に特別に適合させた 1 の生産方法のための 1 個の独立クレームを同一の出願に包含すること、及び当該生産物の 1 用途のための 1 個の独立クレームを同一の出願に包含すること。又は、

(b) 所与の方法のための独立クレームのほかに、当該方法の使用のために特に設計された 1 台の装置又は手段のための 1 個の独立クレームを同一の出願に包含すること。

(2) 知的財産権法第 74 条の規定に基づき、同一の包含クレームによって容易に包含することができない同一カテゴリーの 2 個以上の独立クレームを同一の出願に含めることが許容される。

(3) 知的財産権法第 74 条の規定に基づき、従属クレームの特徴がそれ自体で発明を構成していると考えられる場合においてもできる場合においてさえ、独立クレームにおいて請求されている特有の型の発明であると請求している合理的な個数の従属クレームを同一の出願に含めることが許容される。

41. (1) 知的財産権法第 75 条第 2 項に規定する分割出願には、当初の出願の言及を含まなければならない。

(2) 出願人が、当初の出願のために主張された何らかの優先権から利益を得るために分割出願を望む場合は、当該分割出願は、その趣意での要請を含めなければならない。この場合は、優先権の宣言書及び当初の出願のために規則 43 条に従って提出された書類は分割出願にも関連するものとみなされる。

(3) 当初の出願のために 2 以上の先の出願の優先権が主張された場合は、分割出願は、それに適用できる 1 又は 2 以上の優先権からのみ利益を得ることができる。

42. 出願において請求された発明を構成する事項の開示は、知的財産権法第 64 条第 3 項によ

って先行技術の目的のために無視すべきであると望む出願人は、当該願書においてそのようにそれを引用することができ、当該出願に添付された陳述書においてその事実を述べなければならぬ。

43. (1) 知的財産権法第76条第1項に規定する優先権宣言書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

(a) それぞれの先行出願の日付

(b) 第2項の規定に従って、それぞれの先行出願の番号

(c) 第3項の規定に従って、それぞれの先行出願に割り当てられた国際特許分類の表示(有する場合)

(d) それぞれの先行出願を提出した国名、又は、それぞれの先行出願が地域もしくは国際出願である場合は、その国名又はその出願を提出した国名

(e) 先行出願が地域又は国際出願である場合は、出願を提出した特許庁

(2) (1)にいう宣言書の提出時に先行出願の番号がわからない場合は、当該宣言書を含む出願が提出された日から3月以内に、当該番号を提出しなければならない。

(3) 国際特許分類の表示が先行出願に当てられていないか、又は(1)に言及する宣言書の提出時に未だ先行出願に割り当てられていなかった場合は、当該出願人は当該宣言書においてこの事実を陳述しなければならない。

(4) 2つ又は2つ以上の先行出願の優先権を要求された場合、(1)に基づき、これらの先行出願に関わる記載は1つの声明に含まれることができる。

(5) 出願人は、当該特許の付与の前にいつでも(1)から(4)までにいう宣言書の内容を補正することができる。

44. (1) 知的財産権法第76条第2項に基づき、それぞれの先行出願の認証を受けた写を提出する期限は、長官の請求日より3月とする。

(2) (1)にいう写が他の出願のために既に提出されている場合は、当該出願人は、当該他の出願に言及することによって、長官に応答することができる。

(3) (1)にいう先行出願がスリランカにおける特許付与の出願の言語以外の言語で作成されている場合は、長官は、スリランカにおける特許付与の出願の言語による当該先行出願の翻訳文を3月以内に自己に提出するように、出願人に請求することができる。当該長官は、当該期間を自己が適切と思料するような期間に延長することができる。

45. 出願人が知的財産権法第76条、本規則第43条及び第44条に規定する要件を満たさない場合は、長官は、当該出願人に対し請求日より3月以内に出願に関する必要な補正をするよう請求することができる。

46. (1) 出願人又は正式な委任を受けた代理人は、当該出願人によって出願を取り下げる委任を受けた場合は、当該出願に係属している間はいつでも当該出願を取り下げることができる。

(2) 出願の取下げは長官に宛てた書面による宣言書によって実施される。複数の出願人を有する場合は、当該宣言書は全出願人又はこれらの出願人が正式に委任した代理人が署名しなければならない。

47. (1) 出願の受領日は出願日として記録される。

(2) 長官が、出願の受領時に知的財産権法第 77 条第 1 項に規定する要件が満たされていないことを発見した場合は、当該出願人に要求された補正書を長官の命令の日付から 3 か月以内に提出するよう命令しなければならない。長官は、当該期間を自己が適切と思料するような期間に延長することができる。

(3) 当該出願人が(2)にいう補正要求に応じた場合は、長官は補正書の受領日を出願日として記録しなければならない。

(4) 出願が図面を引用しているが、実際には当該図面が当該出願には含まれていない場合は、長官は、当該出願人に欠落した図面を命令の日付から 3 月以内に提出するように命令しなければならない。長官は、当該期間を自己が適切と思料するような期間に延長することができる。当該出願人が、前記の命令に応じた場合は、長官は、欠落した図面の受領日の日付を当該出願の出願日として記録しなければならない。そうでない場合は、長官は、当該出願の受領日の日付を当該出願の出願日として記録し、前記の図面の如何なる引用も不存在として扱わなければならない。

48. (1) 知的財産権法第 73 条第 1 項に規定する調査報告は、国際型調査報告でなければならない。

(2) 出願人は、知的財産権法第 73 条第 1 項に規定する国際型調査報告の発行日から 3 月以内に当該報告の写 2 通を長官に提出しなければならない。

(3) 知的財産権法第 73 条第 1 項に規定する国際型調査報告とは、いずれかの国の産業財産権所管官庁、又は特許協力条約によって国際調査機関として指定された政府間組織によって発行された報告でなければならない。

(4) 知的財産権法第 73 条第 1 項に基づき、長官が国際型調査報告に添付した翻訳文を審査した後、当該出願人に対し引用された何らかの所与の書類又は当該書類の何らかの部分の原文の翻訳を提出するよう要求することを除き、国際型調査報告の英文翻訳には報告の原文を含み、報告に引用された如何なる書類の翻訳も含まないものとする。

49. 知的財産権法第 78 条第 3 項に規定する期間は、長官によって作成された要求書の日付から 3 月とする。もし、前記の 3 月以内に附則 2 に定められた費用を納付せず、且つ適当な補正を行わなかった場合は、当該出願は拒絶されるものとする。

50. (1) 長官が適切と認めた場合は、知的財産権法第 79 条第 2 項の但書にいう通知は、全国紙にシンハラ語、タミル語及び英語で公開しなければならない。

(2) 知的財産権法第 79 条 2 項に規定する特許を付与する旨の証書には、当該特許の番号、当該特許の特許権者の名称及び住所、当該特許の出願日、及び優先日、もしあれば、当該特許の付与の日付、及び当該発明の名称も含めなければならない。

(3) 特許を付与する旨の証書には、長官又はその委任を受けた者が署名しなければならない。

51. 知的財産権法第 79 条に基づき付与された特許には、特許の説明、クレーム、もしあれば、図面及び要約の写を含めるほか、次に掲げる細目を含めなければならない。

(a) 当該発明者の名称及び住所、ただし、当該発明者が当該特許において名指しされたくない

ように望むことを表示した場合は、この限りではない。

(b) もしあれば、国際型調査報告の日付と番号(有する場合)、当該報告を発行した機関の名称

52. (1) 知的財産権法第 88 条に基づき、特許付与出願権の譲渡又は移転を特許登録簿で記録することを長官に申請する場合は、附則 1 のフォーム P02 によって作成し、長官に附則 2 に定められた手数料を併せて納付しなければならない。

(2) (1) の規定が守られている場合は、長官は当該譲渡又は移転を特許登録簿に記録しなければならない。

(3) (1) と (2) は、必要な変更を加えて、知的財産権法第 91 条に規定する許諾契約に準用される。

53. 知的財産権法第 79 条第 3 項に規定する特許登録の公告は附則 1 のフォーム P03 によって作成しなければならない。

54. 知的財産権法第 83 条第 2 項に規定する特許の更新申請は附則 1 のフォーム P04 によって作成しなければならない。

第IV部 集積回路の回路配置

55. 知的財産権法第 150 条第 1 項に規定する集積回路の回路配置の登録出願は、付則 1 のフォーム IC 01 によって作成し、付則 2 に定められた手数料を併せて納付しなければならない。

56. 回路配置の登録簿には、知的財産権法第 151 条第 3 項に規定する細目に加えて、もしあれば、代理人の名称、住所等の内容を含めなければならない。

57. 知的財産権法第 152 条第 2 項の規定による反対請求は、書面形式による明瞭・簡潔なものでなければならない。

第V部 登録代理人

58. (1) 知的財産権法第 175 条及び同法によって制定された規則に基づき、下記の要件を満たせば代理人として登録することができる。

(i) スリランカ最高裁判所の弁護士、又は

(ii) (a) 下記の試験に合格し、且つ

(b) 長官の面接試験に合格し、又は

(iii) 知的財産権法第 175 条第 4 項に規定する要件を満たす法人又は企業である。

(2) (i) 長官が必要と判断した場合は、自ら又はスリランカ法律大学あるいはスリランカ開発行政大学の協力の下で試験を行い、代理人に関わる許可及び登録事項を決定することができる。

(ii) 長官は(iii)の試験の規定によって要求された要件を満たす者の申請を適宜受け付けることができる。

(iii) 下記の要件を満たす者は試験を受ける資格を有する。

(a) 2 回以内に、G. C. E. (A. L.) 試験の 4 科目(旧講義要領)又は 3 科目(新講義要領)に合格し、

(b) 英語とシンハラ語又はタミル語のどれか一科目の G. C. E. (O. L.) 試験の単位を取得し、且つ

(c) 18 歳以上の者。

(3) 試験内容は下記の二つの科目を含む。

(i) 知的財産権法

(ii) 知的財産行政及び国際条約

(4) 講義要目

(i) 知的財産権法：

受験生は、2003 年第 36 号知的財産権法に規定する知的財産権法の基礎知識に関する試験を受ける。この 3 時間の試験には 12 問題を含み、受験者はその中の 8 問を回答する。各問題の配点は 12.5 点とし、満点は 100 点である。45 点以上を合格とする。

(ii) 知的財産行政及び国際条約

この試験は(a)と(b)の 2 部から構成する。

(a) 知的財産行政：

受験生は、知的財産権法に関わる規則、商標、特許、意匠、集積回路配置などの出願手続と訴訟、代理人の役割、義務、責任および知財局における業務の知識について試験を受ける。

(b) 国際条約：

受験生は、世界知的所有権機関(WIPO)による国際条約、植物新品種保護に関する国際条約、TRIPs 協定及びスリランカにおけるそれらの適用の知識について試験を受ける。

この 3 時間の試験には 12 問題を含み、受験者はその中の 8 問を回答し、且つ各部から少なくとも 2 問を選択する。各問題の配点は 12.5 点とし、満点は 100 点である。45 点以上を合格とする。

(5) 受験生は試験当局が規定する試験費用を納付しなければならない。

(6) 長官は、試験に合格した者に対し面接試験を行う。当該面接試験において長官は受験生の資格要件を審査しなければならない。長官は、受験生の登録代理人としての適性審査に加え、受験生の性格や品行、リーダーシップの質やコミュニケーション能力が長官の要求を満たす

かどうかを確認しなければならない。

(7) 下記の状況に属する者は登録代理人にはなれない。

(a) 管轄裁判所の認定により精神不健全である場合、又は

(b) 管轄裁判所の認定により倒産又は支払不能となり、且つ管轄裁判所が倒産又は支払不能は完全又は部分的に不可抗力又は災難によることである証明が認められていない場合

(c) スリランカの管轄裁判所又は他の裁判所により、軽微な交通違法行為を除き、既に有罪と判決され、且つ赦免されていなかった場合、又は

(d) (1)に規定した資格を有しない場合

(e) 長官により登録簿から抹消された場合

(8) (i) 知的財産権法第 175 条及びその規則に規定する資格を有する者は附則 2 に定められた費用を納付することにより、代理人登録簿に登録され、登録代理人となることができる。登録申請は附則フォーム A01 によって作成しなければならない。

(ii) 長官は、知的財産権法第 175 条及び本規則の規定に基づき、登録を受けて代理人となった者を代理人登録簿に登録しなければならない。

(iii) 代理人の名称及び住所は代理人として登録された細目と共に当該登録簿に登録しなければならない。

(iv) 知的財産権法第 175 条に基づき登録資格を有する弁護士は、長官に自己の名称を代理人として登録することを申請できる。当該申請は、附則 1 フォーム A01 によって作成し、附則 2 に定められた費用を併せて納付しなければならない。当該弁護士は、弁護士証明書を審査のために長官に提出し、併せて弁護士証明書の写 1 部を添付しなければならない。

(v) 知的財産権法第 175 条に基づき、登録資格を有する如何なる法人団体又は企業は、長官に自己の名称を代理人として登録することを申請できる。当該申請は附則 1 フォーム A01 によって作成し、併せて附則 2 に定められた費用を納付しなければならない。当該団体又は企業は代理人としての資格を証明するために長官に必要な証拠を提出しなければならない。

(9) 当該申請者の名称が代理人として登録され、且つ知的財産権法に基づき代理人として活動できることを証明するために、長官は、代理人登録簿上の代理人登録に基づき、当該代理人に登録証書を発行しなければならない。

(10) (i) 下記の状況を有する場合、長官は代理人を登録簿から抹消しなければならない。

(a) 代理人が書面で抹消申請を提出した場合

(b) 代理人が死亡したり、又は

(c) 代理人が知的財産権法第 175 条及び本規則に規定する登録資格を満たさなくなった場合

(d) 代理人が怠慢、詐欺、不正行為又は不道徳行為を有する場合において、長官が登録簿から抹消すべきであると認めた場合

(ii) 代理人の登録期限満了後二週間以内に附則 2 に定められた更新費用を納付しなかった場合

(iii) (10) (i) (d) に基づき決定を下す前に、長官は、関係する者を招集し当該代理人からの登録が抹消されるべきではない原因の説明を聞き、必要だと判断すれば、関連する質問をすることができる。

(11) 長官は、登録代理人のリストを公告しなければならない。当該長官は、代理人が登録簿から抹消された旨についても公告しなければならない。

(12) 本規則でいう代理人は知的財産権法第 175 条に基づき正式に登録を受けた代理人を指す。

第VI部 知的財産ファンド

59(1) 知的財産権第 176 条に基づいて設立された知的財産ファンドの資金は専ら知的財産権法の規定の実施目的のみに用いる。

(2) 長官が知的財産権ファンドから資金を支出する場合は、まず事務局長に書面による審査請求を提出し、併せて当該支出に関する必要な情報と内訳を添付しなければならない。

(3) 長官によって提出された資金支出請求が合理的であり、且つ、資金支出が知的財産権法の規定の実施目的に合致していると認められた場合は、事務局長は、当該請求を認容しなければならない。

(4) 知的財産権ファンドにおける資金は前記規定の方式及び目的以外に用いてはならない。

第VII部 費用

60(1)本規則に基づき費用を納付する責任を負う者がスリランカに住居を有しておらず、且つ代理人を指定していない場合は、長官を受取人とする銀行為替手形によって当該費用を納付しなければならない。

(2)小切手で納付する場合は、小切手の引替日が納付日となる。

第VIII部 その他の事項

61(1) 知的財産権法第 163 条第 1 項に基づいて提出する請求は、書面により、所有者又は正式に委任された代理人の署名を得なければならない。

(2) 知的財産権局が保存する登記簿の如何なる書き違いについては、知的財産権法第 163 条第 1 項に基づき補正申請を行うことができる。

62. 1979 年第 52 号知的財産権法典(修正版)に基づいて制定された全ての規則をこれによって廃止する。